

もしもの地震、お宅の耐震対策は大丈夫ですか？

【令和 7 年 4 月版】

木造住宅の耐震診断・改修補助制度

地震に強い安全なまちづくりを目的に、昭和 56 年 5 月 31 日以前の古い基準で建てられた木造住宅(地上階数 2 階建て以下)の所有者が実施する耐震診断、補強計画、耐震改修工事等の経費に対して、市が費用の一部を補助します。

耐震診断(現況診断)

岡山県登録の専門家、**木造住宅耐震診断員**が診断を行います！



「現況診断」って何？

現況診断とは、県登録の建築の専門家が住宅の地震に対する強さを診断することです。診断の際に、壁を壊したりすることはありません。

★令和 7 年度から診断費用(90,000 円)のうち補助金額(80,000 円)を除いた自己負担額(10,000 円)のみを申請者が支払う制度(代理受領)を開始します。これにより、診断にかかる申請者の初期費用負担が軽減されます！

●**耐震診断…自己負担額 10,000 円**(費用 90,000 円のうち 80,000 円補助/棟)
※延床面積 200 ㎡以内の場合です。200 ㎡を超える場合は追加自己負担費用が必要です。

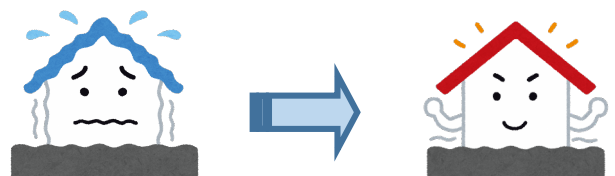
＜補助の要件＞

- ① 申請者は所有者であること。
- ② 瀬戸内市内にある民間の木造住宅であること。
- ③ 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された一戸建て住宅であること。(店舗、事務所など住宅以外の用途を兼ねた住宅は、住宅の床面積が 2 分の 1 以上のもの。)
- ④ 構造が丸太組工法、建築基準法の一部を改正する法律(平成 10 年法律第 100 号)による改正前の建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 38 条の認定工法以外の木造住宅であること。
- ⑤ 2 階建て以下の木造住宅であること。
- ⑥ 年度内に事業が完了すること。
- ⑦ 市税の滞納がないこと。
- ⑧ 暴力団員等でないこと。

診断結果が出たら…？

耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判定された場合は、次は住宅を地震に強くする方法を検討しましょう。市で補助を実施する耐震化対策は次の 4 つがあります。

- ① 耐震改修工事
- ② 部分耐震改修工事
- ③ 耐震シェルター設置
- ④ 防災ベッド設置



申請受付期間：令和 7 年 5 月 1 日(木)～令和 7 年 12 月 5 日(金)

耐震改修・部分耐震改修の前に **補強計画** を立てる必要があります！

「補強計画」って何？

補強計画とは、現況診断の結果、補強の必要があると判定された住宅にどのような補強をすれば耐震性が向上するかを所有者と専門家と一緒に検討し、工事を行うための計画を立てることです。

●補強計画・部分補強計画…自己負担額 10,000 円（費用 90,000 円のうち 80,000 円補助／棟）

※延床面積 200 ㎡以内の場合です。200 ㎡を超える場合は追加自己負担費用が必要です。

※補助の要件は耐震診断と同じです。

耐震改修工事

●耐震改修（全体改修）…対象経費の 80%補助／棟（**限度額 100 万円**）

- ※耐震診断の結果、「倒壊する可能性がある」と判定され、補強計画に沿って工事を行うもの。
- ※改修工事の後、耐震基準が「一応倒壊しない」（上部構造評点が 1 以上）となること。
- ※補助金交付決定前に工事契約や工事着手した場合、補助金は交付されません。
- ※同時にリフォーム工事を行っても、リフォーム工事にかかる経費は対象経費に含まれません。
- ※年度内に耐震改修工事が完了すること。
- ※木造住宅耐震診断員が工事監理を行うこと。
- ※市税の滞納がないこと。
- ※暴力団員等でないこと。

部分耐震改修工事

●部分耐震改修…対象経費の 50%補助／棟（**限度額 40 万円**）

- ※耐震診断の結果、「倒壊する可能性がある」と判定され、部分補強計画に沿って工事を行うもの。
- ※補助金交付決定前に工事契約や工事着手した場合、補助金は交付されません。
- ※同時にリフォーム工事を行っても、リフォーム工事にかかる経費は対象経費に含まれません。
- ※年度内に部分耐震改修工事が完了すること。
- ※木造住宅耐震診断員が工事監理を行うこと。
- ※市税の滞納がないこと。
- ※暴力団員等でないこと。

耐震シェルター設置

対象経費の 50%補助／棟（**限度額 20 万円**）

防災ベッド設置

対象経費の 50%補助／棟（**限度額 10 万円**）

- ※昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工し、耐震診断の結果若しくは既存住宅性能評価により、倒壊の危険性があると判断された既存木造住宅に設置するもの。
- ※年度内に耐震シェルター・防災ベッド設置が完了するもの。
- ※市税の滞納がないこと。
- ※暴力団員等でないこと。

申請受付期間：令和 7 年 5 月 1 日（木）～令和 7 年 12 月 5 日（金）

※受付は先着順で、今年度予算がなくなり次第、申請受付を締め切ります

〔お問合せ・申請先〕 瀬戸内市役所 建築住宅課 ☎ 0869-22-2649